

- 指針および認定基準の「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっていることから、PマークとISMS認証Pマーク・ISMS認証取得のほか明らかでないため、これらに加えて許容される第三者認証等について、明確化することが必要である。

なお、FISC安全対策基準に基づく安全管理措置がなされている事業者については、既に運用上許容しているため、指針に明示することとしたい。

- 提供先がPマークまたはISMS認証を取得していないが、以下の業種別ガイドラインにおける安全管理措置を遵守している事業者※の場合には、既存の第三者認証等の取得に相当するものとみなす。

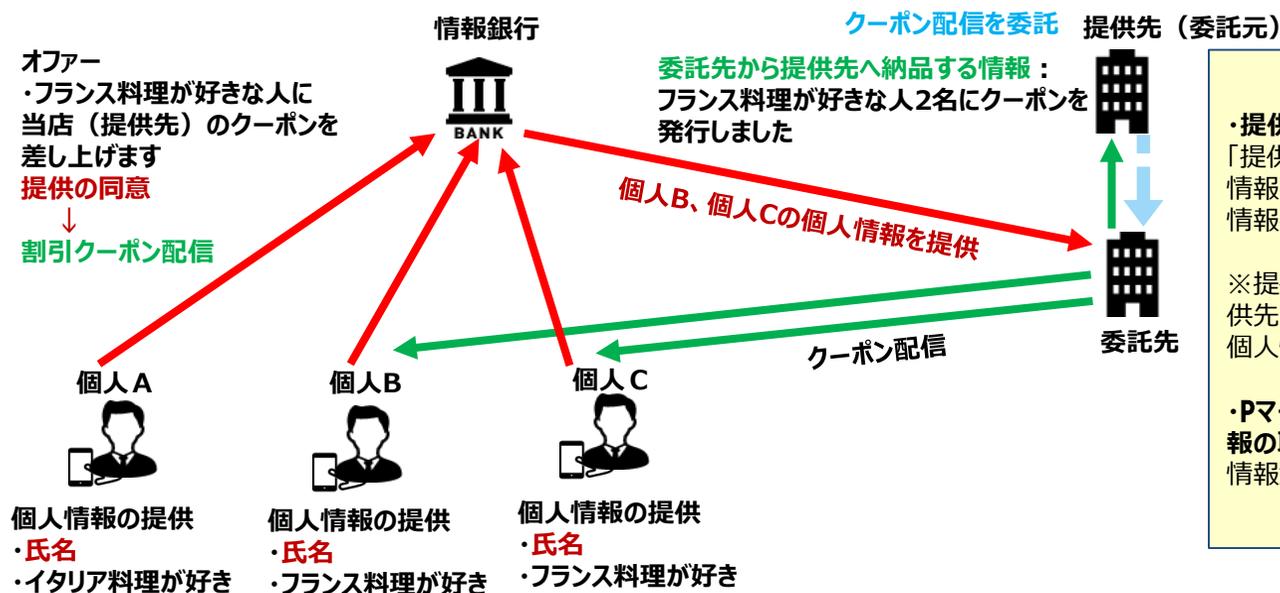
※遵守しているか否かは認定団体により審査される

- ・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(「電気通信事業者」(同第2条1号))
 - ・放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(「受信者情報取扱事業者」(同第3条3号))
 - ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(「金融分野における個人情報取扱事業者」)
- 上記に加え、例えば以下のような業法や業種別ガイドラインなどに従い安全管理措置が確保されていると認められる事業者の場合も、同様に提供先とすることが考えられる。
- ・電気事業法(「認定電気使用者情報利用者等協会(同改正法(2022.4施行)第37条の4)の認める提供先」)
 - ・空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン(「空港分野の重要インフラ事業者」)
 - ・MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0(「プラットフォーム運営者」、「データ利用者」)

2-② 提供先第三者の選定に係る記載の明確化

③提供先が情報の取扱いを委託する場合

- 提供先(委託元)と委託先との関係については、以下のように整理される。
 - ✓ 委託先は、提供先(委託元)に対し、それ単体で個人情報となる情報へのアクセス権限を付与してはならない
 - ✓ 委託先が、本人に対するオファーや提供先(委託元)で利用するクーポンの発行を行う場合、これらの行為が提供先(委託元)の個人情報の利用目的の範囲内で委託を受けたものである必要がある
 - ✓ 委託先が提供先(委託元)の利用目的のために個人情報を扱う場合、委託先から提供先(委託元)に対して個人情報が提供されなくとも、情報銀行は提供先に対して個人情報を提供したことになる
 - ✓ 情報銀行事業者は、情報銀行として得た情報と委託先として得た情報を混在しないよう措置を講じた上で、自ら委託を受けてもよい(情報銀行サービスとは別サービスとする)



・提供先はクーポンIDのみを受取る
 「提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する」場合に該当する

※提供先がクーポンIDすら受取らない場合、委託先は提供先に個人情報を納品しないことになるが、情報銀行は個人情報を提供したといえる(提供元基準)

・PマークまたはISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる
 情報銀行で委託を受けてもよい

5. 世帯等構成員情報の利用について

- テレマティクス機器、IoT機器等の世帯等※の複数の構成員が利用する情報収集機器等から取得されるデータを利用する場合には、世帯等の複数の構成員の個人情報が混在することが想定されるため、それらの構成員の同意が得られていることの確認や利用停止の求めの取扱いについて配慮する必要がある。

※世帯等とは、IoTセンサー等で一次的にパーソナルデータを把握できる範囲の社会的集団を指す。

- 当該データを「世帯等構成員情報」とし、「特定の日時における世帯等の生活状況（在宅の有無、移動履歴等）を特定できる個人情報（ただし、情報収集機器等の契約者情報等に紐付くことにより特定の情報収集機器等利用者等※が識別されれば個人情報となる。）を指し、実際に当該機器等を利用した者が個別に特定されるものを除くもの」と整理する。

※ 情報収集機器利用契約の契約者、情報収集機器の利用者、情報収集機器利用料金の支払者等

- 世帯等構成員情報には、情報収集機器等利用サービスの契約者及びその世帯構成員についての在宅の有無等の防犯上重要な情報、移動履歴や視聴履歴等の重要なプライバシーを構成しうる情報が含まれる。
※スマートウォッチ等、取得したデータが世帯の特定の構成員のものと特定される場合や、写真、音声、ビデオ等で個人が識別できる場合は、取得されたデータは各個人の個人データとなるため、世帯等構成員情報から除く。

- 運用にあたっては、契約者等が誰であることを明らかにすること自体、手間がかかることが想定されるほか、情報銀行として各世帯等構成員の意思を尊重する観点から、全員の同意が確認される形が望ましい。
 - ✓ 情報銀行への提供の「同意」は、世帯等構成員情報を利用する場合は、世帯等構成員のいずれか1名（通常は情報銀行契約者）の同意を得る必要がある。
 - ✓ 提供者（個人）は、世帯等構成員全員に対し、世帯等構成員情報が情報銀行によって取得され利用されることを周知し、全員の了解を得た上で同意すべき。また、情報銀行における利用の停止については、情報銀行は、停止を求める世帯等構成員の世帯等構成員情報であることを確認できる限りにおいて、各世帯等構成員からの利用停止の求めを広く認めるべき。
- その詳細な方法については、認定団体が定める基準を遵守すること。認定団体の基準の設定に際しては、関連するIoT機器分野にかかる認定個人情報保護団体（特に一般社団法人放送セキュリティセンター）の個人情報保護指針等を参考とすることが望ましい。